

島津氏の印判に関する研究

徳永和喜

はしがき

最近の戦国大名の印判および印判状の研究が新しい視点をもつて展開されようとしている。例えば、佐藤博信氏は「戦国大名と印判—足利義氏の場合を中心に」（『莊園制と中世社会』）の論文で、「花押と同様に政治史分析の対象となりうるのではないか」と指摘され、この観点から足利義氏の印判の問題を主題とし、印判が内在する歴史的条件および事情にどのように規定されたかを論じている。

戦国時代の印判および印判状については、戦国期の印判の起りといわれる東国地方の戦国大名を対象に研究はかなり進んでいる。相田二郎氏の『戦国大名の印章』『日本の古文書』等の古文書学的研究は周知のごとくであり、荻野三七彦著『印章』、石井良助著『はん』など著書や古文書関係の著書でも戦国時代の印判状として取り扱われている。これらの形態的、様式的な緻密な分析研究の上にたって、新たな展開が摸索されようとしている。これまでの付帯的な研究対象からそのものがもつ歴史的価値を問うことを目的とした印の機能に主題をおいたものである。

した印判がその後西国の大名にも使われだと規定している。戦国期の印判の源流を東国とし、西国への流布とみているのである。島津氏の印判状には東国の印判状の流れをくむ天正廿年からの島津義久袖印知行目録群とその規定外の印判状がある。

そこで、本稿では後者について考察をくわえる。東国の戦国大名に始まる印判状の発給が全国的に用いられる以前に、朝鮮・琉球との対外交渉をもつ特異な領域を支配する島津氏独自の印判の存在を確認し、島津氏の印判及び印判の系譜を考察する。戦国大名島津氏の領国形成過程を印判の歴史で論及する試論である。

最初に琉球渡航を許可した朱印押捺の領内発給文書（以下「琉球渡海朱印状」という）を扱い、島津氏の用いた印判の特色を明らかにする。次に薩琉間の往復外交文書にみられる印判の種類や文書書式に印の果たした役割を整理する。さらに、朝鮮から島津氏充ての確認できる唯一の外文文書である「朝鮮國禮曹佐郎黃致誠回文」を通して、朝鮮通交が島津氏の文書書式に与えた影響をみることにする。

中国を中心とした東アジア世界を形成した国家間通交（朝貢形態）で印はどのような意味をもっていたのか。宗主国中国が下賜する「印」は東アジア世界での唯一の「印」である。その意味で侯国間に使用された

印に対し「公印」といえる。中世島津氏の琉球・朝鮮との通交にも「印」が用いられたが、この印は、中国の認知外の印であり「私印」と考えられる。この私印の発生はどのような形で誕生し、展開されてきたのか。

また、島津氏の印判はすべて「個人（名）印」であり、「家印」でないのか。島津氏が発給した特許状である琉球渡海朱印状にそれらが凝縮されていると考える。再三述べるように、戦国期に発生した東国の戦国大名の印判状とは伝播の歴史を別にするものである。対外交渉の中から島津氏が生み出した独自の印判の帰結が琉球渡海朱印状ではないだろうか。

戦国大名の発給の印判状を様式上分類すると、直状式と奉書式に分けられる。文書書式では印判は花押に劣るとされながらもその機能面の特質から印判に替わったものである。このように印判状の発生は、機能面（印判の簡便性と使用目的により印を区別できる）に求められている。

印の権威が書式に求められているのである。この特殊な書式を特殊として扱うのは問題がある。書式としては外交文書の項目を設け、別に扱うことができるようであるが、戦国大名が領国支配を確立しつつある過程で現れた書式である以上、対外交渉に影響された文書書式とはいえない。内文書書式であり、これらを包含した分類がなされるべきであると考える。島津氏発給の琉球渡海朱印状の場合、日下に名・花押を据え、印判を加えている。自著・花押に印判を加えることは厚礼であるとされるが、既述のように印の権威に日本の文書書式を混在した独特的の書式である。文書様式からは海外通交の書式として特別に扱われ、機能面からは

特権付与の特許状であるとして印判状の枠外の扱いをうけている。しかし、島津氏が領国形成過程で発給した国内文書であり、知行権に匹敵する通交権の下付であり、まぎれもなく印が捺された印判状である。琉球・朝鮮との対外交渉が島津氏の文書書式に影響を与え、それが、豊臣秀吉、徳川家康にみられる異国渡海朱印状に引き継がれていったものであると考える。島津氏に比較して秀吉・家康の統一権者は、印の配置をより効果的に権威あらしめるための工夫がなされた書式に高められてはいるが、書式の源流は島津氏の琉球渡海朱印状であるといえる。

侯国間の印の分給は東アジア世界では否定されるべきものであった。ところが、侯国間通交や日本の領主層の侯国との通交では通交者の真偽を確認する必要がでてきたのも事実である。そのため公印の思想から逸脱しないことを前提として難産の末に生まれたのが私印という考え方であった。琉球・朝鮮は東アジア世界では中国のもとに位置付けられた侯国であり、その意味で中国だけが印を下賜できる立場にあつたのである。当然、同位の侯国間での印の分給はありえない。しかし、実際には侯国・朝鮮への日本領主層の来往は朝鮮に私印の分給という特殊な印を生みださせたのである。侯国でない日本は印の思想の範疇でないと判断されたものか、倭寇との区別のための手段が優先したのか。私印の分給という形態がとられた。通交を証明する図書の制のおこりである。また、朝鮮との通交をのぞみ実施した琉球に対する印の対応のしかたは、日本の領主層への対応とは明らかに違っていた。日本は統一権者の欠如と判断し、個々の通交者に対応することとしたのに対し、琉球は統一国家として認識し、国家間通交を国是としたのである。

侯国である琉球の外交文書にみられる印はどうであつたのか。琉球は中国への外交文書を記録した『歴代宝案』にみられるように厳然とした外交文書式を確立している。琉球国王が中国官僚制度の正一品の官位で扱われ、適礼の公式文書を交換している。一方、薩琉間については、琉球薩摩間の外交文書は宗主国中国への外交文書が漢文（真文）書式であつたのに対して、日本式漢文書式がとられていた。日本との外交文書は外交文書として意識され作成されたか否かは不明であるが、書式は差

琉球渡海朱印状一覽（表一）

文書番号	年月日	下付年月日	渡航船名	在籍地	船頭名	認可者	正文の所在	典拠	拠
文書一	延徳四年二月十二日(一四九二)						前編卷四一(二二七〇八号)		
文書二	永禄六年貳月廿八日(一五六三)		天神丸	日向国 檜間湊	町木某	忠昌	高山衆	日高千代次	後編卷三(二二五〇号)
文書三	天正貳年四月一日(一五七四)		宮一丸	薩摩國 坊津	渡辺三郎五郎	義久	案文		後編卷七(一一七三五号)
文書四	天正九年拾二月廿一日(一五八一)		小鷹丸	大隅國 根占湊	妹尾新兵衛尉	義久	小根占町之	妹尾利左衛門	後編卷二三(一一二五七号)
文書五	天正拾八年正月十七日(一五八二)		権現丸	薩摩國 坊津	山崎新七郎	義久	坊津歴史民俗資料館		同上、後編卷三(一一一六二号)
文書六	天正拾九年九月十五日(一五八二)		小鷹丸	大隅國 根占湊	磯水対馬丞	義久	磯永藤四郎		同上、後編卷三(一一一六二号)
文書七	天正拾九年九月十七日(一五八二)		忠比酒丸	日向国 福嶋湊	日高新助	義久	町田久倍出羽守入道(久倍)	樺山資之家紀並日誌六	同上、後編卷三(一一一六二号)
文書八	天正拾二年拾一月九日(一五八四)		天神丸	薩摩國 坊津	鳥原掃部助	義久	町田久倍出羽守入道(久倍)	町田氏正統系図十三	同上、後編卷三(一一一六二号)
文書九	天正十二年十二月九日(一五八四)		薩摩國 山川湊				坊津歴史民俗資料館		同上、後編卷三(一一一六二号)
文書一〇	天正拾五年二月廿五日(一五八七)		小鷹丸	大隅國 根占湊	義久	義久	上井寛兼日記		
文書一一	天正拾八年九月廿六日(一五九〇)		小鷹丸	大隅國 根占湊	橋本左京亮	佐田衆	橋本与左衛門		
文書一二	天正十八年九月廿八日(一五九〇)		小鷹丸	大隅國 根占湊	修理大夫	義久	後編卷一九(二二三六号)		
文書一三	慶長七年春秋七日(一六〇一年九月)		大隅國 富隈之湊	橋和泉拯	義久	町田出羽守久倍	町田氏正統系図十六		
文書一四	住吉丸		彦兵衛尉 (切)	小根占衆	義久	磯永仲兵衛	後編二五(一一九四号)		
				国分市郷土館			国分市郷土館所蔵	国分諸国記	
				花押と印判の順序			文書番号五・一三		
				花押後押印			文書番号八		
				押印後花押			文書番号五		

出書と充所を主に、上所・脇付け・年号（つけ・書下）・書止めに加え印判が捺してある。この印の押捺は、日本の文書書式である花押重視から機能的な印判に代用される書札様式の変化とみるべきか。琉球のもつ印判の意義を踏まえた書式を島津氏が取り入れたものであったのかを見極める必要がある。但し、琉球から島津氏への外交文書には、中国から下賜された印が捺印された文書はない。

拙稿「琉球渡海朱印状の一考察」（『西南地域史研究』第二輯）発表後、琉

球渡海朱印状の現物が国分市の郷土館にあることがわかつたので、それを加え一部訂正した琉球渡海朱印状の一覧表を掲載した。

琉球渡海朱印状は、特許状を下付する点においては、領内発給文書であるが、その効果を考えると琉球国との対外貿易という性格が強く外交文書の書式もとり入れられていると考える。次にその琉球渡海朱印状を掲げる。なお、文書に付けた番号は〈表二〉の文書番号である。

〈文書二〉

日向国櫛間漆天神丸

琉球

永禄六年 辛亥 貳月廿八日貴久

下

花押

（朱印）

方印・三重郭・陽刻
朱印・印文「貴久」

〈文書一〉

町木某

延徳四年二月十日

忠昌

花押

（朱印）

方印・三重郭・陽刻
朱印・印文「忠昌」

〈文書四〉

大隅国根占湊小鷺丸

琉球

天正九年 辛巳 拾月廿一日義久

花押

（朱印）

船頭妹尾新兵衛尉

下

方印（八、七種）

方印・三重郭・陽刻
朱印・印文「義久」

琉球渡海朱印状で、共通する点は「印判」が捺されていることである。

文書番号（五）（八）（十三）の三通は現物である。（三）（九）以外は印判の存在と押印の位置を示している。（三）（九）について、（三）は案文であるため印判を捺すにはいたらなかつたと思われる。（九）は『上井覚兼日記』からの引用であり、書式の掲載がみられないためである。いずれも印判の存在を否定するものではない。

琉球渡海朱印状の書式の特筆すべき点は、印判が権威をもつて据えられていることである。印判は忠昌・貴久・義久の三者と事例も少ないがいずれも「個人（名）印」になつていてある。東国の戦国大名の印判と違う点に、島津氏の場合「家名」「官職名」やある目的のために図案化した印判等ではなく、個人名の印判である。印判は花押に代わるものとして登場してきた経緯があり、花押よりも劣るものであるとされている。しかし、島津氏発給の琉球渡海朱印状に限つては、特許状という特權付与の文書に権威を与えるために印判をいかした形式となつていると考える。

朱印船貿易の研究で知られる岩生成一氏の『朱印船貿易史の研究』には、「貿易船に朱印状なる特許状を与える制度は、早く室町時代から行われた。これはすでに辻博士も指摘されたが、文明三年（一四七一）に足利幕府が島津氏に命じて、堺浦の商船の琉球に渡航するものは、必ず島津氏の印証を帯せしむべきことを命じたのが、最も初期の文献のようである」と書かれている。そして、同書は続けて、その形式を永禄六年（一五六二）高山衆日高千代次に下付した（琉球渡海朱印状一覽（表））の文書番号（二）印判状をとり上げている。

島津氏の琉球渡海朱印状は、以後の徳川家康の異国渡海朱印状の先駆的な書式・内容をもつ朱印船の源流として位置付けられているのである。しかし、島津氏の琉球渡海朱印状の形式の特質である「印判」の源流はどこにあるのかについては論及がなされていない。

琉球通交以前、島津氏は果敢に朝鮮との通交を試みている。そして、次第に朝鮮貿易が縮少される過程で脱落し、方向転換をしたものである。その契機は、細川氏の琉球渡海船の統制を島津氏に依頼したことであり、そのことが島津の関心を呼び、朝鮮貿易からの撤退と併せ琉球を意識する転換の機会となつたのである。そして、遂には通交検断の証として通交許可証の発給権を掌握したものが琉球渡海朱印状の下付であり、薩隅日の海上勢力所有の領主層を統制する手段ともなつた。

ここに、島津氏の琉球渡海朱印状の印判の源流を対琉・対鮮貿易の制度に求めることができる。特に朝鮮が通交資格として分給した図書（私印）の制度とのかかわりはどうなのか。印を捺した琉球からの外交文書は朝鮮の図書の制度に求められるのか、琉球独自の古辞令書にみられる領域内の印の使用の範疇なのか。琉球から島津氏への外交文書を分類すると、印判の押捺には一定の規則が見出せるのである。同等の役所間の移送文書による交換がなされている。印判は差出書の官印を押捺しているといえる。琉球外交文書押捺の印の特色は、官印であり、朝鮮が通交者に分給した図書（私印）は個人（名）印であったことに両者の違いがある。島津氏琉球渡海朱印状の印の特色は、「忠昌」「貴久」「義久」などの個人（名）印であった。

二 琉球国より島津氏充て書状にみる印判事例

島津氏に充てた琉球国の書状（表二）

	年月日	差出書	充所	上所	印関係	典拠	文書番号
天順五年六月三日	六月廿日	琉球国王 金丸世主	三州太守麾下 嶋津御屋形 御奉行所	なし	なし	なし 朱印・印文「首里之印」	前編一(一三七〇号) 前編二(一四八九号)
八月朔	三月初三日	琉球國世主	嶋津相模守殿	なし	なし	朱印・印文「首里之印」	前編二(二〇三八号) 島津家文書三(一四〇二号)
大明隆慶三年正月十一日	廿有七日	那霸主部中 三司官	河上・伊集院・村田	なし	なし	朱印・印文「那霸」	前編二(一一六号) 島津家文書一(一一〇六号)
大明隆慶四年庚午季夏	廿有七日	中山王 道林	鹿兒島御奉行中 伊集院右衛門大夫 御宿所	なし	なし	朱印・印文「三司官」	後編一(四七八号) 島津家文書一(一四〇六号)
萬曆元年夷則十一日	廿又一日	中山王	島津修理太夫殿 進獻	なし	なし	朱印・印文「三司官」	後編一(五五八号) 島津家文書三(一一二七号)
萬曆貳年甲戌閏臘十三日	廿有一日	中山王	嶋津修理大夫殿 御宿所	なし	なし	島津修理大夫殿	後編一(五五八号) 島津家文書三(一一二七号)
萬曆五年丁丑閏八月	廿又一日	中山王	嶋津修理大夫殿	なし	なし	嶋津修理大夫殿	後編一(五五八号) 島津家文書三(一一二七号)
萬曆六年孟夏初五日	戊寅孟夏初五日	琉球國	嶋津修理大夫殿	なし	なし	嶋津修理大夫殿	後編一(七九五号) 島津家文書三(一一二七号)
萬曆六年庚辰臘月廿有二日	己未臘月廿有二日	池城那吳國上	嶋津修理大夫殿	なし	なし	嶋津修理大夫殿	後編一(九二六号) 島津家文書三(一一二七号)
萬曆十二年甲申季冬	廿又三日	中山王 大里國上那吳	鹿兒嶋奉行御中	なし	なし	嶋津修理大夫殿	後編一(九二七号) 島津家文書三(一一二七号)
大明萬曆十有二年	蜡月念五日	宗長	伊集院右衛門大夫	なし	なし	嶋津修理大夫殿	後編一(九二七号) 島津家文書三(一一二七号)
萬曆十九年	仲穢廿有一日	中山王	嶋津修理大夫入道殿	なし	なし	嶋津修理大夫入道殿	後編一(九二七号) 島津家文書三(一一二七号)
萬曆十有九年八月廿一日	年代不詳	琉球國	嶋津修理大夫入道殿	謹上	謹上	朱印・印文「首里之印」	後編一(九二六号) 島津家文書三(一一二七号)
七月日	嶋津式部大輔殿 御奉行所	嶋津修理大夫入道殿	朱印・印文「首里之印」	在判	在判	朱印・印文「首里之印」	後編一(一四六六号) 島津家文書三(一一二七号)
謹上	謹上	朱印・印文「首里之印」	後編一(一四六七号)	一〇	一〇	朱印・印文「首里之印」	後編一(九六六号) 島津家文書三(一一二七号)
謹上	失印・印文「首里之印」	朱印・印文「首里之印」	後編一(一八五号)	一一	一一	朱印・印文「首里之印」	後編一(九六七号) 島津家文書三(一一二七号)
朱印・印文「首里之印」	朱印・印文「首里之印」	朱印・印文「首里之印」	後編一(一四六六号)	一二	一二	朱印・印文「首里之印」	後編一(一四六六号) 島津家文書三(一一二七号)
島津家文書三(一三九四号)	島津家文書三(一三九四号)	島津家文書三(一三九四号)	後編一(一四六七号)	一三	一三	島津家文書三(一三九四号)	後編一(一四六六号) 島津家文書三(一一二七号)
一八	一七	一七	一六	一五	一四	一四	一四

〈表二〉は島津氏に充てた琉球（国）の書状一覧である。発給の年代は一四六一年から一五九一年のものである。

琉球書状を論ずる場合、書札礼全体から述べる必要があるが、紙幅に余裕がないので、本稿では「印」に限定して述べていくこととする。

文書十八通の中で印判が確認できるのは次の十通である。

『薩藩旧記雑録』 文書番号二・三・四の三通

『新編島津世録正統系図』

文書番号五・二二・二三・二四・二六・二七の六通

「島津家文書」 文書番号一八の一通（三・四是旧記に含む）

〈表二〉の典拠の前編・後編とは『薩藩旧記雑録』を指し、一・二二は刊本をしめす。『薩藩旧記雑録』はもつとも良く知られ、利用される史料であるが、印判の記載に限っては、厳密でないため『新編島津世録正統系図』によつて補つた。

「新編島津世録正統系図」には文書番号六の記載がなく、文書番号八・九・一〇・一一も文書写であり、印判の記載がみられない。

それでは、印判押捺の書状十通を印文によつて分類する。

(一) 「首里之印」の押捺朱印状

印文「首里之印」の印判押捺の朱印状は六通ある。

差出書

金丸世主・琉球国世主・中山王（二通）・琉球国・世主

充所

島津御屋形御奉行所・島津相模守殿・島津修理大夫殿・島津修理大夫人道殿（二通）・島津式部大輔殿御奉行所

差出書では、五種六通であるが、五種類いづれも琉球国の国王を意味する称号を用いている。確立した中国への琉球外交文書では琉球國中山王の称号が明らかであるが、日本との書札礼は未だ確立していないことがわかる。

充所では、官名を付し島津家当主を表すもの三種四通、それに奉行所を付けたものが二種二通である。

琉球国王が差出書となる場合に「首里之印」の印判が使われているといえる。しかもそれらの書状すべての充所が島津家当主となつてゐる。

文書番号一八の「首里之印」

『島津家文書』三より

「三司官印」の印

『島津氏世録正統系図』より



朱印・印文「首里之印」
方印九、六糧



朱印・印文「三司官印」

(二) 「三司官印」の押捺朱印状

印文「三司官印」の印判押捺の朱印状は三通ある。

差出書

三司官・三司官の実名のもの(二通)

充所

鹿児島御奉行御宿所・鹿児島奉行御中(二通)

差出書では、三司官と官名を記している場合と三司官在職者の氏が明記されたものの二種類がみられる。

充所では、島津家の政務機関である奉行充てであり、奉行に御が付してあるかどうかが違うだけである。御宿所は脇つけ(側つけともいう)である。

三司官が差出書となる場合に「三司官印」の印判が使われている。しかも、島津氏の奉行所充てとなっている。

(三) 「那覇」の押捺朱印状

印文「那覇」の印判押捺の朱印状は一通である。

差出書

那覇主部中

充所

河上將監殿・伊集院掃部助・村田越前守殿御老中

那覇主部中の職務について『通航一覽』第一は『大島筆記』を引用し、次のように記している。必要外の部分もあるが、貿易の手続きを記しているので長文ではあるが載せることにする。

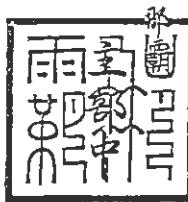
「改切手あり、改の次第那覇官の物奉行那覇の里主へ出す、此両官第一薩摩へ通路の事を司る役なり、里主は取分那覇の総司にて重き官のよし、外に里主といふあり、それとは別なり」

「右両官より三司官へ差出し、三司官より薩摩の琉球在番奉行へ出し、其改を受、其切手を琉球仮屋の役人へ見せ、改めさする事

なり、仮屋とは薩摩に在る琉球の屋敷なり、在番として親方も詰居り、仮屋守りとて薩摩の役人も詰る事なり、此方に限らず、諸の荷物悉く其通の改方なり」

史料にある那覇港は琉球王府の对外貿易の地である。執務最高責任の二司官のもとで那覇で貿易の管理運営にあたる現地の責任のある役所である。

文書番号四の「那覇」の印



「島津氏世録正統系図」

朱印・印文「那覇」

以上は、『那覇市史歴代宝案第一集抄』の解説部分から引用したものである。同書では「冊封体制のもとでは、琉球国王も明朝・清朝の官僚制度に組み込まれ、正一品として位置づけられていた」という。

日本と琉球との往復文書は『歴代宝案』には一通も収録されていないことについて、田中健夫氏は「琉球にとって日本が漢文文書による通交の相手国としては意識されていなかつたことを物語るものであり、琉球と日本との関係を考えるうえできわめて重要な前提となる」としている。

(「室町幕府と琉球との関係の一考察」『南島史学』第十六号所収)

氏のいわゆる「日本が漢文文書による通交の相手国としては意識されなかった」とは、幕府と琉球との往復文書の結論であり、島津氏との間では日本式漢文書簡での移送であった。

琉球の外交文書を司った集団は二つあると考えられる。一つは閻氏三

十六姓の末裔とされる久米村の外交顧問（学者）集団であり、他方は日本外交担当の禪宗僧侶の集団である。（表二）の文書番号一五の差出書である宗長は琉球円覚寺（禪宗）の僧侶であり、このように円覚寺が日本との外交に大いに寄与していたものである。

交文書の書式が確定していることである。例えば

奏　　琉球国王→中国皇帝。実務的具体的内容。
表　　琉球国王→中国皇帝。儀礼的内容。

箋　　琉球国王→皇后・皇太子。

杏　　同格の間の移送。琉球国王と礼部・福建布政使（司）は同格。
符文　琉球から派遣され、北京へ赴く官員へ与えられた身分証明。

執照　進貢船を含むすべての海外渡航船に給付される渡航証明。

「首里之印」「三司官印」「那覇」の印文をもつ印判状の発給者は、
「首里之印」　琉球国王→島津氏当主
「三司官印」　三司官→鹿児島奉行
「那覇」　　那覇主部中→島津氏老中（家老）

琉球の外交文書の集大成である『歴代宝案』には、日本への文書の記載がないことは良く知られている。『歴代宝案』をみて驚くことは、外

冊封体制にない日本との関係、特に島津氏との外交文書に関しては、中国から下賜された「印」（『琉球國中山王之印』）の使用は認められない。王府内の辞令等にみられる「首里之印」を最高のものとし、それぞれの役所印である「三司官印」「那覇」の印が捺されたものであり、充所と差出書の格を厳密には規定していないようである。島津氏当主に充てた琉球国王の「首里之印」は適札の印であるように思われるが、厳格でなかつたことを島津氏以外の種子島氏との文書の事例よってみることにする。種子島氏も海上勢力を所有する独立した戦国大名である。この種子島氏も琉球との通交をもち、琉球からの歳遣船も認められていた。琉球は国家存立の基盤を貿易による権益に求めていたことは生産基盤の弱さを補うものとして旺盛な中継貿易のセンター的役割を担っていた。このことは、この当時においては島津氏との実際の支配関係がなく、琉球にとっては島津氏も種子島氏も琉球に通交することでは同格の貿易相手という意味合いしかもつていなかつた。そして、適札修交の外交文書の書式をもつて応接したものである。大永元（一五二二）年六月十五日付け三司官書状は三司官から島主種子島忠時に充てたもので「三司官印」の印を用いている。また、弘治二（一五五六）年十二月十五日の琉球國中山王書状は中山王から島主種子島時堯に充てたもので「首里之印」を押している。充所はいずれも種子島当主であるが、差出書が中山王か三司官かによつて印の使い分けがなされている。充所を考慮しないはずはない、島津氏の領国支配過程で適札の格が変化したものであろう。琉球外交文書は中国への外交文書の適札適格の規定が、薩隅日の領主の地位が不確定であるため書式の適札が一定しないものとなつたのであろうか。

三 対朝鮮外交文書

（一）朝鮮通交と図書（私印）の発生

島津氏の琉球通交の許可状（琉球渡海朱印状）に印判を加えたことは、対琉球貿易以前の対鮮貿易の図書制に由来すると考える。島津氏独自の琉球への通交貿易の形態（形式）は図書・文引の制を源流としながら、朝鮮から授与される図書制と違い、貿易国である琉球からの規制はなく、室町幕府の認可のもとに島津氏が展開した通交貿易（権）であり、国内的には公権力（一、將軍権力の分権としての守護権力　二、遣明船の警固圈—中央権力からの付託）を背景とする点に大いに意義がある。そのため、通交許可証の文書書式も、島津氏の裁量で作られものであることを考えれば、琉球渡海朱印状は朝鮮の通交制度である図書の制度の一部である印からの派生である。

その図書制の発生の経緯をみる。

日本九州節度使源道鎮・上書願賜姓名字号小印・不許・命刻一顆
以賜之・議政府啓・印章符節・非侯国所得頒也・今賜道鎮・似為未
便・乃止・（『太宗実錄』十年（一四一〇）十二月丙辰（一四日））

史料の内容は次のようである。九州探題渋川満頼（九州節度使源道鎮）

後の萬曆十一年（天正十一）の中山王から禰占太郎（重虎）に充てた返書に「首里之印」（『旧記録拾遺家わけ一』鹿児島県史料）が捺されているのは、中山王と禰占氏との適札関係とはいえず、説明できない。琉球からの書札の欠札が厳しく咎められたのは薩摩藩の琉球支配が確立した寛永期になつてからである。

が、朝鮮太宗に上書して「姓名字号」の小印を賜わることを願つたが許されなかつた。そこで、太宗は別に一顆の印を刻して与えようとした。ところが、議政府は、印章・符節の分給は宗主國中國（明）によつてなされるものであり、侯国である朝鮮のなすべきことではないと進言し、中止されたというものである。

この史料は、日本人が朝鮮に印の分給を要請した文献上の初見とされ、受図書制への先駆をなすものとして位置づけられている（中村栄孝著『日・日鮮関係史の研究 上』五一八頁）。加えて、図書とは私印のことであつて、官印を單に印または印章と称するのに對して用い、交通の証憑をするために授けられたものであると定義づけされている。

以上のように冊封国間の秩序の維持が、朝鮮側に確実に認識されているのである。最初の図書を受けた記録は「日本國西海路美作太守淨存・遣人献土物・仍諸賜図書・命禮曹図書賜之」とあり、世宗が礼曹に命じて鑄造させたのが、『世宗実錄』即位（一八一八）年十一月丁卯（二二日）の条（中国・朝鮮の史籍における日本史料集成 李朝実錄之部（一）二一六頁）に見出される。これが図書授与の最初とされる。

『世宗実錄』十三（一四一八）年正月丙子（十一日）の条に朝鮮側の公印（印章）と私印（図書）の區別が明確にされている。その史料の解釈を『日鮮関係史の研究 上』（五二〇頁）から引用する。

「琉球国に送る礼曹の書契に判書の図書を用いていたが、この国は中國から印章を受けているから、通信のさいは、印章に改めるべきではないか、また、倭人は統制がなくて、通交者めいめいが図書を用いるから、やはり応接に図書を使つていて、今後は、とくに礼曹郎庁の朝

印を鑄造して用いるべきではないか、ということが諮詢され、検討の結果、倭人は、その主に告げずに、勝手に図書を用いるから、當方だけ印を用いるのはよろしくない、琉球のばあいは、印を用いて中國に聞こえると、私交といつてとがめられるおそれがあるというので、旧来のままにすることにきまつた」というのである。

（二）島津氏の朝鮮通交

中世の対朝鮮貿易は中国・九州の諸領主（国人層を中心とする）の個別的交渉であり、幕府に代表される高位の権力者による統一的、一元的外交と考えることはできない。通交体系は国家の政治情勢をよく反映している。朝鮮側の対応が個別通交となつた事情には、朝鮮側にではなく日本側の事情に起因したのである。倭寇との区別のためにとられた政策とはいえ、朝鮮貿易は私的通交貿易制度の展開となり、冊封体制内部に独自の通交制度をもつことになつたといえる。通交者の正当性を證明するものに図書が用いられたのであり、図書制は朝鮮の私的通交検査機構である。

さて、島津氏に代表される薩隅日の領主層の朝鮮通交事情はどうであったか。田村洋幸氏は島津氏・伊集院氏に代表される薩隅日の領主の通貿易型として分類されている（『九州と朝鮮の文化交流』四五頁『外文化と九州』）。つまり、琉球から南海産物を輸入し、朝鮮に再輸出しているのである。琉球が朝鮮との直接貿易をすると、薩隅日の領主層の朝鮮貿易の意味はなくなってしまう。しかし、島津氏等と朝鮮との通交は被虜人刷還の朝

鮮側に弱味がある以上、続く可能性はあつた。単なる被虜人刷還という通交だけでなく、貿易を効果あるものにするには、琉球と朝鮮の直接貿易を断ち、琉球に替わる仲介者として確固たる地位を築く必要があつた。

被虜人は掠奪の結果であり、朝鮮側が島津氏等の通交を認めたことは、

通交による負担よりも倭寇の行為が及ぼす国家的損失が大きいと判断されたものである。

李朝の成立（高麗の滅亡）と倭寇の存在は欠かせない。この李朝以前の高麗と薩隅日の倭寇に関する史料がある。将軍家足利義満御教書案（九州史料叢書『禪占文書』三 文書番号五六八）は左衛門佐（斯波義将）から大隅国守護（今川了俊）に充てたものである。「当國悪党人等渡高麗狼藉由事」と、薩隅の地の倭寇の存在を指摘し、「嚴密可加制止」と倭寇の鎮压を求めている。

李朝と薩隅日の領主層の中で、印との関係上、主に島津氏についてみていくことにする。尚、史料は『中國・朝鮮史料の史籍における 李朝実録之部』で、年代は一三九五年から一五〇四年までである。

最初の交渉は、一三九五年四月、薩摩守總州藤伊久が被虜人を送還した記事と同年同月に伊集院太守藤原頼久が称臣奉書して獻上物を奉じ、漂流人の返還を行つてゐる。被虜人の送還が通交の起点であつた。対朝鮮貿易の輸出品は南海産物の染料で、回賜品は綿布であつた。以下通文で印にかかる部分を抜粋する。

一四〇六年十一月一日 藤原頼久

六曹判書

一四二三年一月一二日 源朝臣久豊

礼曹判書

一四二三年三月四日 源久豊

礼曹判書

一四二三年三月一〇日 源久豊 札曹判書

子貴久

札曹佐郎

一四四二年五月六日

立久

札曹佐郎李従允

薩隅日の領主層の朝鮮通交については、増田勝機氏「室町期に於ける

薩摩の對朝鮮貿易」（『鹿児島短期大学研究紀要』第五号）に詳しく述べてある。

李朝実録に記載された回数を二百三十回とされている。本稿では、朝鮮との通

交が島津氏の外交文書（琉球渡海朱印状、琉球国との外交文書）にどの

よう影響を与えたかの課題に沿つて論をすすめる。図書の発生及び図

書に対する朝鮮の考えは既述のとおりである。右記の史料の「大抵図書、

各刻其名、以為符信、雖父子、不可借用」は図書（私印）を考えるに好

史料である。即ち、図書は個人名を刻み、父子といえども相続できない

とされる。一代限りの通交特權の付与であり、繼嗣者は先代の図書を返

納し、改めて図書の下賜となるのである。しかし、これも矛盾をはらん

でいる。というのは、一四二三年の史料にある久豊及び貴久には判書と

佐郎というように應接の相手に地位の差があり、待遇が違つてゐるので

ある。父久豊は厚遇され、子の貴久（忠國のこと）は佐郎扱いとなつて

いる。『經國大典』（學習院東洋文化研究所刊）によれば、札曹（外交

担当）は、

判書（正二品、長官のこと）、一員

参判（從二品）、一員

參議（正三品）、一員

正郎（正五品）、二員

佐郎（正六品）、三員

以上のような、札曹の官位・構成になつてゐる。当時の朝鮮側にとつて、その重要度によつて待遇が違つてゐるのである。特に、島津氏の待遇が重視されたのは、「嘗聞本国人物被転売者、多在三州地面」（一四二三年の記事）とされるように倭寇の主要根拠地で被虜人の売買の地とみられていたことである。余談ではあるが、一人の送還の回賜（お札）は綿布十匹であることが（一四二七年二月一日の記事）知られ、同記事はまた、この年に送還した三名が七、八十歳の老人ばかりであつたことから回賜が半減され、そのことに島津氏は不満を述べてゐる。さて、もう一つは、一四二九年八月の条に、朝鮮漂着の琉球人十四名の送還の護送を島津貴久に依頼している。さらに加えると、「命札曹、移書薩摩州太守曰、尽力刷還、益敦旧好」（一四五一年五月）とあり、朝鮮済州人が薩摩に漂來したことである。つまり、朝鮮にとつて薩隅の地は倭寇の地（被虜人）・漂流地（漂流人）・琉球通交路と觀られ、その存在を無視できなくなつたのであるが、被虜人・漂流人の送還も減少し、貿易の制限のなかで、宗氏の独占化の過程で島津氏は締め出され、日本国内の事情も伴つて琉球貿易に転じたのである。島津氏の札曹扱いは、判書待遇から最も下位の佐郎待遇に降ろされたのである。朝鮮貿易中の琉球とのかかわりは、朝鮮貿易からの撤退を琉球通交への好機としたといえる。

(二) 「朝鮮國禮曹佐郎黃致誠回文」について

(朱印○印文「昌原黃氏」)

朝鮮國禮曹佐郎黃
致誠

奉復

日本國日向大隅薩摩三州太守島津藤原朝臣武久 足下

書來得審

迪吉聞慰所

獻禮物謹稟

堂上轉

啓收了將土宜正布拾伍匹并

給賜白苧布貳匹付回使惟

領留餘冀

自玉不宣

萬曆十九年七月 日

禮曹佐郎黃

致誠

(朱印○印文「昌原黃氏」)

この書状に関し、『旧記雑録附録二』（鹿児島県史料）の「海外書類」編に一四七号文書として取り上げ問題点を指摘している。全文を掲載する。

一、右朝鮮國禮曹佐郎黃致誠奉復、日隅薩三州太守島津藤原朝臣武久公書簡、筆跡・料紙・朱印等、為彼國之物事、無疑候、雖然、武久者忠昌公初之御実名、今書簡之年号を以考候得者、非無疑、

一、忠昌公者寛正四年五月三日御誕生ニ而、永正五年二月十五日之夜、

御年四拾六ニ而御逝去、

一、大明神宗王之萬曆十九年者、日本之天正十九年ニ相当候、然者、永

正五年より八十四年後ニ而候、大明之年号を以考見候而者、忠昌公

ニ而無之候、

一、大明之萬曆十九年者、吾義久公之御治世ニ相当候、然者、義之字を武

ニ書違候か、左も候ハ、時代致符号候得共、此方より被遣候書之返簡ニ而候得者、當所之実名彼方より書違申告之事ニ而無之候、合

点不行事候、

一、得と按候ニ、忠昌公御治世之始、朝鮮王別ニ僭号を萬曆と、先達而建たるなるへし、仍上件之數条、為後考書記置者也、

宝永五年戊子四月廿八日

肥後二右衛門
田中五右衛門

個々の解釈は省かせてもらうことにして、いくつかの問題点を拾いあげる。

まず、この回文の史料は、『大日本古文書』家わけ第十六代島津家文書之三・『鹿児島県史』（第二卷）などの史料にみることができ、両史料ど

も写真版も掲載している。但し、『鹿児島県史』は黃致誠を黃致敬と読み違えている。

「萬曆十九年七月日」は日本年号の天正十九年（一五九一）である。また、朝鮮國曆では宣祖二十五年であるが、使われている萬曆の元号は明年号であり、琉球同様宗主國の印と暦を下賜され、朝鮮國は独自の年号を保有していない。

充所は「日向・大隅・薩摩三州（原文は二州）太守島津藤原武久」とあるが、天正年間のことであることから義久にあたる。史料にある「武久」は忠昌の初名であり、確認できる琉球渡海朱印状のもつとも古い延徳四（一四九二）年の発給者の忠昌である。忠昌は文明六（一四七四）年元服、同年家督繼嗣者となるが、依然、朝鮮通交者名は立久であった。立久の朝鮮通交は一四八三年一月二一日で終わるが、その後、武久の通交が一四九九・一五〇二年の兩度確認できる。立久の没年は文明六年四月朔日で、忠昌の家督繼嗣にあたる。没後も立久名で朝鮮通交がなされ、その後、武久名の通交にいたついている。忠昌の名前は李朝實錄にはでてこない。しかし、忠昌が武久の図書をもらつたであろうことは推測に難くない。この朝鮮通交の図書が琉球渡海朱印状の源流であつたと考える。同様に忠昌以前の島津の通交者も図書を分給されたものであろう。

この回文は、奉復とあり島津武久（本当は義久）の朝貢礼物への礼状である。この書状に捺された印は、方印（印文「昌原黃氏印」）・单郭・陽刻である。

捺印の位置は、史料に示したとおり二ヶ所である。書き出しの「朝鮮國禮曹佐郎黃致誠」と差出書の「禮曹佐郎黃致誠」の「致誠」の上

に捺されている。また、封紙の上書の差出書「朝鮮國礼曹佐郎黃致誠」の、「致誠」に同印が捺されている。上書まで入れると三ヶ所に氏名を

室町幕府が統制能力を欠いたものと朝鮮側に判断された結果であつた。侯国朝鮮が冊封体制内部で行いうる限度の印の分給であつたと考えられ

章（吉川弘文館刊、四六一頁）で、これが当時の朝鮮書簡の一例である」とし、また、印については「黄致誠の私印である」と指摘している。

この指摘は、既に引用した日本の諸領主層の不統一によるものであり、
日本においては「黄致誠の私印」であると指摘されている。

朝鮮側の対応は官序印をもつてあたることをしないことをしめしていることは、既に述べたとおりである。

この一通をもつて朝鮮外交文書の特徴を述べることはできないが、この回文の特徴について記してみる。

最初の行に差出人が明記され、国名・官序名・身分（地位）・氏そし

て個人名を記している。最後の行に差出書を記しているが、最初の行に朝鮮国を付しているのに、最後の行は朝鮮国名がなく、そのため一段下げて書かれている。二行目に充所が明記されている。記載は、国名・身

分（地位）・姓名である。捺印について『日鮮関係史の研究 上』（四

五六頁) 「印ノ押ヤウ、三ツ印ト云ハ、初ノ名乗ノ処、奥日付ノ下ノ名

乗、上書ノ名乗、二トモニ、同トヨリニ書、印モ同押也」と、著印の仕方トヨリが述べられてゐる。こちり「明祥國豐富三三吉文成印」にて、「トヨリ」

の著印に相應した書式であるといえる。適礼格の高い書式であろうが、

黄致誠の格は佐郎で礼曹で低い格であり、私印であることも確認されて

島津氏が琉球渡海朱印状に用いた印との関係をみてきた。日本の朝鮮通交者に分給した図書は個々の通交者に対処するために与えたものであり

おわりに

島津氏の中世外交文書で印の捺してあるのは、次の二通である。
〔旧記録後編二〕文書番号五八五、『島津家文書』二一、四四一号文書。なお、文書書式は『島津家文書』に従つた。

注文

杉原百帖

12

天正拾七年猛夏初五日

朱印

鹿兒島

天正拾七年猛夏初五日

進上琉球國王

同書状には、「鹿児島」の三字の字面に、次にあげる印文「義久」の方印（八、七轍）の朱印が捺されていることが記されている。



島津義久土宜注文の文書題をもち、印判が捺された唯一の外交文書である。そして、この印が琉球渡海朱印状に捺された義久の印判であり、八、七轍の堂々たる印は、琉球国王が島津家充てに用いた「首里之印」の影響をうけたものであると考えられる。前述の「首里之印」の大きさは『島津家文書』に示されているように方印九、七轍前後あり、「朝鮮国王之印」と同じ大きさである。明王朝社洪武十六年琉球に下賜した印の印文は知られていないが、「琉球国中山王之印」と推定され、「朝鮮国王之印」と同大であつたと思われる。その後の清王朝が康熙元年に下賜した印の印文は「琉球国王之印」であることは、徐葆光『中山伝信錄』によつて知られ、篆書と滿州文字の両方の文字で琉球国王之印と刻まれていたという。琉球・朝鮮の両国は宗主国中国（明）から下賜された印の大きさに準じ、国内の官庁は相応に小さな印をもつて鑄造されている。

島津氏の場合は、朝鮮通交で分給された図書が基本となり、印の権威が書式の中に組み込まれたが、琉球・朝鮮と違ひ官庁印は造られなかつた。それは、日本の文書書式に花押があり、島津家の老中は花押を据える書式をもつて琉球との文書書式としたためである。琉球渡海朱印状に島津氏の用いた印判は「忠昌」「貴久」「義久」の個人名を刻した印であり、琉球との外交文書に「島津家印」や「官庁印」がないのは、朝鮮通交の図書を模倣したものであるといえる。